

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に係るQ & A

本Q & Aは、令和7年2月28日（金）から同年3月29日（土）にかけて実施した「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」のパブリックコメントで頂いたコメントのうち、改正案に関する質問について、Q & Aの形式にて公表するものです。

凡 例

本Q & Aにおいては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称 等	略 称
犯罪による収益の移転防止に関する法律	法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和7年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	新規則
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者又は同法第17条第3号に規定する国外転出者	非居住外国人等
外国に本店又は主たる事務所を有する法人	外国法人
地方公共団体情報システム機構	J－L I S
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第3条第1項の規定により本邦に入国し在留している者	在日米軍人等

1 命令案全般に係る質問

No.	質問	回答
1	規則第6条1項1号ホに掲げる方法を廃止する一方で、住民票の写し等の原本の送付を受ける方法を存置するのはなぜか。住民票の写し等の偽変造等によるなりすまし等の事例が多発した場合には、再度改正を行うのか。	今回の改正は、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い方法の廃止等を内容とするものであるところ、ＩＣチップ付きの本人確認書類を保有しない者等への対応として、偽造を防止するための措置が講じられた一定の本人確認書類の原本の送付を受ける方法を存置することとしています。 本人特定事項の確認方法については、今後ともなりすまし等のリスクを踏まえつつ、見直しを行ってまいります。
2	ＩＣチップ付きの本人確認書類を保有しない者やＮＦＣ機能付きのスマートフォン又はＩＣカードリーダーを保有しない者の本人特定事項の確認を行う場合の確認方法は、本人確認書類の原本の送付を受ける方法に限定され、他の方法は取り得ないのか。 また、これらの者以外の本人特定事項の確認を行う場合には、本人確認書類の原本の送付を受ける方法は取り得ないのか。	新規則第6条第1項第1号トに掲げる方法のうち新規則第7条第1号ニに掲げる本人確認書類の送付を受けるものについては、ＩＣチップ付きの本人確認書類を保有しない者等であっても非対面で本人特定事項の確認が可能となるよう規定したものであるところ、これらの者について当該方法以外の方法により本人特定事項の確認を行うことを排除するものではなく、また、これらの者以外の者が当該方法により本人特定事項の確認を行うことを排除するものでもありません。
3	新規則の施行前に、今回の改正で廃止される方法により本人特定事項の確認を行った上で開設された預貯金口座については、当該確認を行っていないこととなるとの理解でよいのか。	例えば、新規則の施行前の取引において、規則第6条第1項第1号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行った場合であっても、施行後に別の方法により再度確認を行うことを求めるものではありません。
4	新規則の施行前に顧客等が本人確認書類の写しの送付等を行い、特定事業者が施行後にそれを受領した場合は、新規則の規定に基づき本人特定事項の確認を行うとの理解でよいのか。	御理解のとおりです。例えば、施行前に、規則第6条第1項第1号リに掲げる方法により顧客等が本人確認書類の写しの発送を行い、特定事業者が施行後にそれを受領した場合は、新規則第6条第1項第1号に規定する別の方法により改めて本人特定事項の確認を行う必要があります。
5	取引時確認後に本人特定事項や代表者等に変更等があった際には、その内容を確認記録に付記することとなるが、改めて本人特定事項の確認が義務付けられるわけではないとの理解でよいのか。	一部の確認記録の記録事項に変更又は追加があることを知った場合、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記する必要があるものの、改めて本人特定事項の確認を行う必要がないことについては、今回の改正後も変更はありません。

2 ICチップ情報の送信を受ける本人特定事項の確認方法に係る質問（新規則第6条第1項第1号ホ、へ及びト関係）

No.	質問	回答
6	新規則第6条第1項第1号へ又はトに掲げる方法について、ICチップに記録されている情報のうち、氏名、住居及び生年月日の情報のみ確認すればよく、有効期限の情報については確認する必要はないとの理解でよい。 また、ICチップに記録されている電子証明書が失効しているかどうかについて確認する必要はないとの理解でよい。	有効期間又は有効期限のある本人確認書類は、提示等を受ける日において有効なものに限られるため、新規則第6条第1項第1号へ又はトに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う際には、ICチップに記録されている有効期限の情報についても確認していただくこととなります。 また、これらの方法により本人特定事項の確認を行う際、特定事業者には、ICチップ情報が真正なものであることの確認が求められます。具体的には、秘密鍵で暗号化されている当該ICチップ情報に係る事項の送信を受け、これを公開鍵で復号することによって真正なものであることを確かめることが考えられます。
7	新規則の施行後も、JAF ICウェブサイトに掲載されている「犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号へ等の規定の解釈について」（令和6年9月13日付け事務連絡）記載の解釈は維持されるのか。	御指摘の事務連絡の内容については、今回の改正後も変更はありません。
8	運転免許証の住所等の変更手続を行った場合、ICチップに変更後の情報が記録されるところ、当該手続を行った運転免許証を利用して新規則第6条第1項第1号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合、顧客等が暗証番号の入力を行えば、変更後の情報も変更前の情報と同時に送信されることとなるとの理解でよい。	運転免許証を利用して新規則第6条第1項第1号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合には、顧客等から当該運転免許証のICチップに記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受ける必要がありますが、システム上、これらの情報（変更前の情報）と変更後の情報について同時に送信を受ける仕様とするかについては、特定事業者の判断によることとなります。
9	在留カードの住所の変更手続を行った場合、当該カードの裏面に新住所が記載されるもののICチップには新住所の情報が記録されないことを踏まえ、在留カードのICチップ情報の送信を受ける際には、当該カードの券面を撮影した画像情報も併せて送信させることとし、当該カードの裏面に新住所の記載がある場合にはその新住所をもって本人特定事項の確認を行い、当該カードの裏面に新住所の記載がない場合にはICチップに記録されている住所の情報をもって本人特定事項の確認を行うこ	新規則第6条第1項第1号ホに掲げる方法は、本人確認書類のICチップに記録された氏名、住居等の情報の送信を受けるものであるところ、在留カードの裏面を撮影した画像はICチップに記録された情報ではないため、これにより本人特定事項を確認したとは認められず、同条第2項により顧客等の現在の住居を確認する必要があります。 なお、ICチップに記録された情報により現在の住居を確認できる場合は、同条第1項第1

	とは認められるか。	号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を完結させることができます。
10	顧客等が在留外国人である場合は当該顧客等の在留期間の管理が求められるところ、マイナンバーカード、在留カードのいずれについてもＩＣチップに在留期間の情報は記録されていないことから、在留外国人の本人特定事項の確認を行う際には、別途、在留カードの券面を確認する必要があるとの理解でよいのか。	法は継続的な顧客管理措置としてリスクに応じた必要な情報の収集等を求めており、その一環として、取引の性格に応じて必要と認められる場合には、適切な方法により在留期間の確認を行っていただくこととなります。 なお、在留カードのＩＣチップには、在留期間の情報が記録されているものと承知しています。
11	住所の記載がなく、ＩＣチップにも住所の情報が記録されていない旅券については、顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類若しくは補完書類の提示又はこれらの原本の送付を受けたとしても、新規則第６条第１項第１号ホ、ヘ又はトに掲げる方法への利用は認められないとの理解でよいのか。	御理解のとおりです。

３ 電子証明書の送信を受ける本人特定事項の確認方法に係る質問（新規則第６条第１項第１号ル、ヲ及びワ関係）

No.	質問	回答
12	新規則第６条第１項第１号ヲに掲げる方法により本人特定事項の確認を行った場合、電子署名が行われた特定取引等に関する情報を確認記録として保存する必要はあるのか。また、当該情報を保存する場合、当該情報の復号に必要な公開鍵の保存は認められていないため、事後的に当該情報を復号して内容を確認することはできないが、問題はないか。	現行規定上も、規則第６条第１項第１号ワに掲げる方法が適切に用いられたことが事後的に検証可能なのであれば、必ずしも電子署名が行われた特定取引等に関する情報を保存する必要はなく、今回の改正後も変更はありません。
13	新規則第６条第１項第１号ヲに掲げる方法により本人特定事項の確認を行った場合についても、本人確認書類を特定するに足る事項として有効期限等を記録する必要があると認識しているが、署名用電子証明書に有効期限の情報は記録されていないことから、別途、マイナンバーカードの券面を撮影した画像情報を送信させる必要があるとの理解でよいのか。	現行規定上も、規則第６条第１項第１号ワに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合において、マイナンバーカードの有効期限の記録は義務付けられておらず、今回の改正後も変更はありません。 なお、この場合において、特定事業者は、Ｊ－ＬＩＳに対し署名用電子証明書の有効性を確認し、電子署名を検証することとなります。

4 非居住外国人等にのみ認められる本人特定事項の確認方法に係る質問（新規則第6条第1項第1号力及びヨ関係）

No.	質問	回答
14	新規則第6条第1項第1号力又はヨに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合、顧客等が非居住外国人等であることについてどのように確認するのか。 例えば、非居住外国人等のうち外交・公用の在留資格を有する者については、顧客等からの申告により当該確認を行ったものとみなすことができるか。	本人確認書類の住所欄を確認することにより、非居住者か否かの確認は可能であると考えられます。外交官等の住民基本台帳法の適用を受けない日本国内の居住者か否かの確認については、例えば、当該事実が確認可能な書類の写しの送付を求めるなどして、総合的に判断していただくこととなります。
15	日米地位協定に基づき日本国内に居住する在日米軍の軍人、軍属及びそれらの家族については、新規則第6条第1項第1号力又はヨに掲げる方法により本人特定事項の確認を行うことが認められるのか。また、それが認められる理由は何か。	在日米軍人等は、非居住者である外国人と同様に、新規則第7条第1号ニに掲げる書類を取得できない「住民基本台帳法の適用を受けない者」に該当するところ、改正後に非対面での本人特定事項の確認方法が実質的に存在しないこととならないようにするため、新規則第6条第1項第1号力又はヨに掲げる方法の利用を認めることとしています。
16	日本国籍を有する国外転出者については、新規則第7条第4号に規定する書類は利用できないとの理解でよいか。 また、在外公館が発給する在留証明書の原本の送付を受けるとともに、顧客等の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することは、新規則第6条第1項第1号力に掲げる方法に該当すると考えられるが、日本国籍を有する国外転出者が利用可能な本人確認書類は、在留証明書以外はほとんどないとの理解でよいか。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、御指摘の方法が新規則第6条第1項第1号力に掲げる方法に該当することは御理解のとおりですが、日本国籍を有する国外転出者であっても、有効なマイナンバーカードや運転免許証等を保有している場合があり、これらを利用して同号ホに掲げる方法等により本人特定事項の確認を行うことは想定されます。
17	海外勤務等の期間が1年未満の予定であるため、住民票を除票していない海外居住の日本国籍を有する者の本人特定事項の確認を行う場合、住民票記載の日本国内の住所と海外の住所のどちらを住居と考えるべきか。	御指摘の場合については、顧客等が現実に生活の本拠を置く場所について確認する必要があります。 この場合、当該顧客等は住民基本台帳法第17条第3号に規定する国外転出者には該当しないことから、新規則第6条第1項第1号力又はヨに掲げる方法は利用できず、その他の方法により本人特定事項の確認を行う必要があります。
18	新規則第6条第1項第1号力に規定する「特定事業者が提供するソフトウェア」や「本人確認用画像情報」については、規則第6条第1項第1号ホに規定するものと同様の機能等が求められるとの理解でよいか。	新規則第6条第1項第1号力に掲げる方法は、規則第6条第1項第1号チに掲げる方法の一部に相当するものであるところ、「特定事業者が提供するソフトウェア」や「本人確認用画像情報」に係る考え方については、今回の改正後も変

		更はありません。
19	新規則第6条第1項第1号カ又はヨに掲げる方法により取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する場合、顧客等が居住する国に宛てて送付するとの理解でよい。その場合、当該方法が担保されている国にのみ送付可能との理解でよい。	御理解のとおりです。
20	①在外公館が発給する在留証明書、②外務省が発行又は発給する外交官身分証明票、領事官身分証明票、身分証明票、国際機関職員身分証明票又は住居証明書、③道路交通に関する条約に基づく国際運転免許証については、新規則第6条第1項第1号カ又はヨに掲げる方法に利用できるのか。	①～③の書類はいずれも新規則第6条第1項第1号カ又はヨに掲げる方法に利用可能ですが、②・③の書類は一を限り発行又は発給されるものと考えられるところ、本人確認書類の原本の送付を受ける方法(同号カ)については、通常、複数枚発行又は発給される書類の利用が一般的であることに留意する必要があります。
21	新規則第7条第1号ニに規定する「これらに類するもの」のうち、非居住外国人等であっても利用可能な本人確認書類としてどのようなものが挙げられるか。	非居住外国人等については、新規則第7条第1号ニに掲げる書類の利用が想定されないことから、新規則第6条第1項第1号カ又はヨに掲げる方法により本人特定事項の確認を行うことを認めることとしています。

5 法人の本人特定事項の確認方法に係る質問（新規則第6条第1項3号ニ関係）

No.	質問	回答
22	外国法人から日本の登記事項証明書の提示又は送付を受けることができる場合、当該登記事項証明書には当該外国法人の本店等の所在地が記載されているため、別途、外国政府の発行した書類であって日本の登記事項証明書に準ずるものの提示又は送付を受ける必要はないとの理解でよい。	御理解のとおりです。
23	外国法人が日本国内に支店を有する場合であっても、新規則第6条第1項第3号ニ括弧書きに規定する方法により本人特定事項の確認を行うことができるのか。	日本国内に支店や営業所を設置しているものも含め、外国に本店又は主たる事務所を有する法人については、新規則第6条第1項第3号ニに掲げる本人確認書類の写しの送付を受ける方法により本人特定事項の確認を行うことができます。
24	外国法人の本人確認書類として、外国当局が電子媒体で発行した書類データを印刷したものの提示を受けた場合、本人確認書類の提示を受けたものとみなすことができるか。	御指摘の印刷物は、本人確認書類の写しとして扱われることとなるため、新規則第6条第1項第3号ニ括弧書きに規定する本人確認書類の写しの送付を受ける方法により、本人特定事項の確認を行う必要があります。

6 本人確認書類に顧客等の現在の住居の記載がない場合等における確認方法に係る質問（新規則第6条第2項関係）

No.	質問	回答
25	単身赴任等の事情により、ＩＣチップや電子証明書に記録されている住居の情報と顧客等から申告を受けた住居が一致しない場合、新規則第6条第2項の規定を適用できるのか。	現行規定上も、規則第6条第1項第1号へからちまでに掲げる方法によりＩＣチップ情報の送信を受ける場合は、同条第2項の規定を適用できますが、同条第1項第1号ワに掲げる方法により署名用電子証明書の送信を受ける場合は、同条第2項の規定は適用できず、今回の改正後も変更はありません。
26	新規則第6条第2項の規定により提示又は送付を受ける本人確認書類又は補完書類の原本については、必ずしも偽造を防止するための措置が講じられたものに限られないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
27	日本国内の法人については、法人税法その他の法令の規定により一定の書類について原本の保存を義務付けられているが、新規則第6条第2項の規定を適用する場合においては、本人確認書類若しくは補完書類の原本の提示又は送付を求めることは問題ないとの理解でよいか。 また、本人確認書類又は補完書類のうち、法人税法その他の法令の規定により原本の保存が義務付けられていないものを教示いただきたい。	前段の新規則第6条第2項の規定を適用する場合については、基本的には本人確認書類若しくは補完書類の原本の提示又は送付を求めることとなりますが、この場合における法人税法その他の法令の規定による書類の原本の保存義務との関係については、前記法令等の趣旨を踏まえ、特定事業者において適切な対応がなされるものと承知しています。 後段の法人税法その他の法令の規定の内容については、関係行政機関にお問い合わせください。
28	新規則第6条第2項の規定を適用する場合において、電子媒体で発行された領収証書等の書類データを特定事業者宛てにメール送信させ、又は特定事業者が管理するウェブサイト当該データをアップロードさせることにより、本人確認書類又は補完書類の原本の送付を受けたものとみなすことができるか。	各種の領収証書等の原本性について網羅的にお答えすることは困難ですが、例えば、専用のウェブサイトから1度に限りダウンロードできる公共料金の領収証書データについては、補完書類の原本として顧客等から当該データの送信を受けることは許容されると考えられます。ただし、当該データを印刷したものについては、補完書類の写しとして扱うこととなります。
29	新規則第6条第2項の規定を適用した場合における確認記録の作成方法について、今回の改正後においても、送付を受けた本人確認書類又は補完書類の原本の保存は必須ではなく、スキャンデータをこれらの写しとして保存することは許容されるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。

7 本人確認書類に係る質問（新規則第7条第1号ニ関係）

No.	質問	回答
30	新規則第7条第1号ニに掲げる「印鑑登録証明書」、「戸籍の附票の写し」、「住民票の写し」及び「住民票の記載事項証明書」に類する書類であって、偽造を防止するための措置が講じられたものとして、具体的にどのような書類が該当するのか。	規則第7条第1号ニに掲げる本人確認書類と同様に、地方公共団体から発行又は発給される書類であって、改ざん防止用紙（専用紙）を用いて作成され得るもの等を想定しています。 具体例について網羅的にお答えすることは困難ですが、例えば、所得証明書等が挙げられます。
31	新規則第6条第1項第1号トに掲げる方法には新規則第7条第1号ニに掲げる書類のみが利用可能であるところ、これらの書類に偽造を防止するための措置が講じられているかどうかについては、どのように判定するのか。	新規則第7条第1号ニの「偽造を防止するための措置」は、改ざん防止用紙（専用紙）を用いて作成されていることのほか、例えば、コピーすると文字が浮かび上がる「けん制文字」等が挙げられます。 これらの措置の判定方法について網羅的にお答えすることは困難ですが、例えば、光に透かす、コピーするなどして、偽変造の有無を総合的に判断していただくこととなります。
32	新規則第7条第1号ニに掲げる書類のうち、「印鑑登録証明書」及び「住民票の記載事項証明書」の2種については、コピーが利用できないとの理解でよい。 また、同号ニに掲げる書類については、提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものであれば有効であるとの理解でよい。	前段については、新規則第6条第1項第1号トに掲げる方法により新規則第7条第1号ニに掲げる本人確認書類の送付を受ける場合、「戸籍の附票の写し」や「住民票の写し」を含め、いずれの書類もコピーは利用できず、原本の送付を受ける必要があります。 後段については、御理解のとおりです。
33	今回の改正により、外国政府が発行した住民票の写しに類するものについては、偽造を防止するための措置が講じられたものに限られることとなるのか。	外国政府が発行した住民票の写しに類するものについては、偽造を防止するための措置が講じられたものであるか否かにかかわらず、新規則第7条第4号に掲げる本人確認書類に該当し得ることとなります。
34	今回の改正により印鑑登録証明書の取扱いが変更となるが、その理由を教示いただきたい。	印鑑登録証明書については、現行規定上、特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係るものとそれ以外のものを区別していたところ、近年は、官民間問わず各種手続における押印を不要とする動きが急速に進んでおり、これらを区別する意義に乏しいと考えられることから、統合することとしたものです。

8 代表者等の本人特定事項の確認方法に係る質問（新規則第12条第2項関係）

No.	質問	回答
35	法人の代表者等の本人特定事項の確認方法について次の①～④のように整理しているところ、この理解でよいか。 ① 日本国内の法人の代表者等であって非居住外国人等に該当しない場合：新規則第12条第1項の規定により準用される新規則第6条第1項第1号イからワまで（チを除く。）に掲げる方法 ② 日本国内の法人の代表者等であって非居住外国人等に該当する場合：新規則第12条第1項の規定により準用される新規則第6条第1項第1号イからヨまで（チを除く。）に掲げる方法 ③ 外国法人の代表者等であって非居住外国人等に該当しない場合：新規則第12条第1項の規定により準用される新規則第6条第1項第1号イからワまで（チを除く。）に掲げる方法 ④ 外国法人の代表者等であって非居住外国人等に該当する場合：新規則第12条第1項の規定により準用される新規則第6条第1項第1号イからヨまで（チを除く。）に掲げる方法又は新規則第12条第2項に規定する方法	新規則第12条第2項については、命令案では「外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等」としていたところ、「法人である顧客等」と修正することとしました。 したがって、①・③・④については御理解のとおりですが、②については、御指摘の新規則第12条第1項の規定により準用される新規則第6条第1項第1号イからヨまで（チを除く。）に掲げる方法に加えて、新規則第12条第2項に規定する方法についても取り得ることとなります。
36	今回の改正により、非居住外国人等に該当しない法人の代表者等の本人特定事項の確認を非対面で行う場合は、本人確認書類の原本の送付を受ける方法しか取り得ないこととなるのか。	非居住外国人等に該当しない法人の代表者等の本人特定事項の確認を非対面で行う場合、新規則第12条第1項の規定により準用される新規則第6条第1項第1号ホからワまで（チを除く。）に掲げる方法により確認を行うこととなります。したがって、本人確認書類の原本の送付を受ける方法しか取り得ないわけではありません。
37	駐日の外国公館や国際機関が顧客等である場合において、これらの代表者等の本人特定事項の確認を行う際には、新規則第12条第2項の規定を適用できるとの理解でよいか。	新規則第12条第2項は、法人である顧客等との取引を行うに際して利用できるものであるところ、外国政府や日本が加盟している国際機関は法第4条第5項の「国等」に該当し、法人とは区別されることから、新規則第12条第2項により本人特定事項の確認を行うことはできません。

9 ハイリスク取引を行う際の本人特定事項の確認方法に係る質問（新規則第14条第1項第2号関係）

No.	質問	回答
38	法第4条第2項第1号に掲げる取引に際しては、厳格な取引時確認を行う必要があるところ、今回の改正後、特に非対面で厳格な取引時確認を行うに当たり、どのような対応が求められるのか。	基本的には、新規則第14条第1項に基づき、関連取引時確認において用いた本人確認書類及び補完書類以外の本人確認書類又は補完書類の少なくとも一を用いて新規則第6条に規定する方法により本人特定事項の確認を行うとともに、更に追加で本人確認書類又は補完書類の原本の送付を受ける必要があります。
39	法第4条第2項第1号に掲げる取引に際して本人特定事項の確認を行う場合、新規則第6条（第1項第1号チを除く。）又は第12条（第2項を除く。）に規定する方法により当該確認を行うことに加え、追加の本人確認書類若しくは補完書類の提示又は送付を受けることが求められるところ、いずれかを行った後に、法第4条第2項第1号イに規定する「関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑い」若しくは同号ロに規定する「関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑い」が完全に払拭され、又はこれらの疑いについて確証が得られた場合には、本人特定事項の確認を完了させる必要はないとの理解でよいのか。	法第4条第2項第1号に掲げる取引を行う際には厳格な取引時確認を行う義務が生じることとなるため、原則として新規則第14条に規定する方法により当該確認を完了させる必要があります。 ただし、取引の相手方が第三者になりすましていることが明らかであるなどの場合には、警察等への通報をお願いします。